

一般社団法人 ARO 協議会認定制度に係る諸料金についてのお知らせ

平素より、一般社団法人 ARO 協議会の諸事業にお力添えいただきましてありがとうございます。

本会では、プロジェクトマネジャーおよびスタディマネジャーの認定制度を開始します。令和 5 年度には初年度のみの過渡的措置としての認定が実施され、令和 6 年度以降は通常の認定制度が始まります。この度、これらの認定の諸手続きに関連した料金が理事会にて決定されましたのでお知らせ致します。

別途公開します一般社団法人 ARO 協議会認定制度 FAQ にも料金に関する Q&A を提示しておりますので、併せてご確認くださいませようお願いいたします。

今後とも変わらぬ、ご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

一般社団法人 ARO 協議会 認定制度事務局

住所：東京都中央区日本橋室町 3-2-1

(東北大学ナレッジキャスト株式会社内)

E-mail：arosec@aro.or.jp

電話：03-6665-0601

担当：西澤

令和 5 年 8 月 25 日

一般社団法人 ARO 協議会

理事長

認定制度委員会委員長

佐藤典宏

名井 陽

令和 5 年 8 月 17 日

一般社団法人 ARO 協議会認定制度に係る諸料金について

一般社団法人 ARO 協議会
理事長
認定制度委員会委員長

佐藤典宏
名井 陽

記

一般社団法人 ARO 協議会プロジェクトマネジャー認定制度規則および一般社団法人 ARO 協議会スタディマネジャー認定制度規則（以下、両規則という）に定める認定制度に係る諸料金を以下のように定めます。

受験審査料（過渡的認定） #1	5,000 円
受験審査料 #2	20,000 円
認定登録料 #3	20,000 円
更新審査料および認定更新料 #4	20,000 円
再認定審査料 #5	10,000 円

#1：両規則第 15 条 4 項に定める受験審査料で、令和 5 年度に実施される過渡的認定においてのみ適用される。

#2：両規則第 8 条 3 項に定める受験審査料で、令和 6 年度以降の認定に適用される。

#3：両規則第 10 条 2 項および第 15 条 9 項に定める認定登録料。

#4：両規則第 12 条 3 項および 6 項に定める更新審査料および認定更新料。

#5：両規則第 13 条 3 項（5）に定める再認定審査料で、通常の更新時に必要な#4に加えて適用される。

以上